

（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書によって改正される条約等に関する交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日署名された議定書（以下「二千十三年議定書」という。）、二千十三年議定書によって改正される二千三年十一月六日にワシントンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約（以下「条約」という。）、二千十三年議定書によって改正される二千三年十一月六日にワシントンで署名された議定書（以下「二千三年議定書」という。）及び租税に関する二千三年十一月六日付けの日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文（以下「二千三年交換公文」という。）による合意に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わって行う光栄を有します。

- 1 二千三年交換公文5、7及び8を削り、6を5とする。
- 2 日本国の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

（平成二十三年法律第百十七号）に基づき制定された復興特別所得税及び復興特別法人税は、条約第二条2に規定する同一である租税又は実質的に類似する租税であることが了解される。

3 条約第十五条の規定に関し、一方の締約国の居住者が法人の取締役会の構成員として役務を提供しない場合には、当該居住者の役職又は地位にかかわらず、同条の規定は、当該居住者が取得する報酬について適用しないことが了解される。さらに、法人の取締役会の構成員が当該法人における他の職務（例えば、通常の被用者、相談役又はコンサルタントとしての職務）を兼ねる場合には、同条の規定は、当該他の職務を理由として当該構成員に支払われる報酬について適用しないことが了解される。

4 条約第二十五条5の規定に関し、租税の徴収手続が停止される可能性があったことは、一方又は双方の締約国の措置により条約の規定に適合しない課税を受けたか否かの判断に影響を及ぼさないことが了解される。

5 条約第二十七条1の規定に関し、被要請国が支援を行うために妥当な努力を払ったが、要請国のために租税債権を徴収することができなかった場合には、支援を行う義務は履行されたものとすることが了解される。

6 条約第二十七条4(a)(i)の規定に関し、「消費税」とは、日本国が課する消費税のみをいい、日本国の地方公共団体が課する消費税を含まないことが了解される。

7 条約第二十七条4(b)(ii)及び二千三年議定書1(a)の規定に関し、「外国保険業者の発行した保険証券に対する連邦消費税」とは、合衆国の内国歳入法第四千三百七十一条から第四千三百七十四条までの規定に従って課される租税ということが了解される。

8 条約第二十七条4(b)(iii)及び二千三年議定書1(b)の規定に関し、「民間財団に関する連邦消費税」とは、合衆国の内国歳入法第四千九百四十条から第四千九百四十八条までの規定に従って課される租税ということが了解される。

9 条約第二十七条4(b)(iv)の規定に関し、「被用者及び自営業者に関する連邦税」とは、合衆国の内国歳入法第二章及び第二十一章から第二十三A章までの規定に従い課される租税ということが了解される。

10 二千十三年議定書第十五条4の規定に関し、条約第二十六条及び第二十七条の規定は、それぞれの規定に定める全ての条件及び要件が満たされる場合には、当該規定の対象となる事案又は租税債権に係る課税年度にかかわらず、二千十三年議定書が効力を生ずる日から適用することが了解される。

本使は、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が、二千三年十一月六日にワシントンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する二千十三年議定書の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年一月二十四日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 佐々江賢一郎

アメリカ合衆国

国務長官 ヒラリー・ロダム・クリントン閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、アメリカ合衆国政府が前記の提案を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が本日署名された議定書の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年一月二十四日にワシントンで

アメリカ合衆国

國務長官に代わる カート・M・キャンベル

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全權大使 佐々江賢一郎閣下